

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

第2編：財物(bienes)、所有権、その変動

第1章：財物の種類

第333条

領得(*apropiación*)の目的である、または、領得の目的とすることができる、全ての物は動産または不動産とみなされる。

(第1節：不動産)

第334条

(次のものは)不動産である：

- ① 土地、建物、道路、土地に定着したあらゆる種類の建造物。
- ② 土地に結合している、または、ある不動産の構成部分である、樹木、植物、収穫前の果実。
- ③ しっかりとある不動産に結合されているもの全てで、壊さないで、または、損なわないで、それから分離できないもの。
- ④ 彫像、レリーフ、絵、または、その他の装飾物で、不動産の所有者が土地に永久に結合させることを意図して、建物または地所に設置したもの。
- ⑤ 機械、容器、道具、什器で、土地(*finca*)の所有者が建物または地所の中で実施される工業または事業のために当てられているもの、および、事業自体の必要を満たすために直接集められたもの。
- ⑥ 動物の飼養場、鳩舎、蜜蜂の巣箱、魚の池、または同様な養魚場で、土地(*finca*)に結合してそれらを保持する目的で、所有者がそれらを置いている場合、またはそれらを保存している場合で、それらがその土地の一部を永久的に構成しているもの。
- ⑦ 土地の耕作に当てられた肥料で、使用される土地に置かれているもの。
- ⑧ 鉱山、石切り場およびばた山で、その素材(*materia*)がその場所に結合されているもの。また、湧き水もしくは溜め水。
- ⑨ ドックと工作物。浮遊している場合でも、その目的および条件により、河川、湖沼または海岸の固定点に留まるようにされているもの。
- ⑩ 公共事業の行政利権(*concesiones administraciones*)、不動産上の地役権及びその他の物権。

(第2節：動産)

第335条

前節に含まれていない領得可能物は動産とみなし、一般に、それに結合されている不動産を壊さないである点から他の点へ移動できる物も動産とみなす。

第336条

ある者またはある家族に付与された、終身もしくは相続財産的年賦金は、それらがある不動産に物的担保を課さない場合、動産とみなされ、譲渡された公文書(?)(*oficios*)、公共サービスについての契約書、および、抵当権付き貸金を証する証券と権原証書も動産とみ

なされる。

第 337 条

動産には、消費物（代替物(fungibles)）と非消費物（不代替物）がある。

前者にはその性質上消費されるのでなければ適切な使用ができない物が該当し、後者にはその他の物が該当する。

（第 3 節：所属する者に応じての財物）

第 338 条

財物は、公共(dominio público)財物か私有財物かである。

第 339 条

公共財物には次の物がある：

- ① 国が建設した道路、運河、河川、激流の川、港湾および橋のような公共の用に供される財物、海岸、砂浜、入り江およびその他の類似物。
- ② 一般の用に供されていないが国に排他的に属し、ある公共サービスに、または、城壁、砦および国土防衛のためのその他の構造物並びに鉱山のような国富の形成に向けられている、その譲許(concesión)が約定されていない間の、財物。

第 340 条

前条に示される状況でない、国に属するその他の財物全部は、私有財物の性格を有する。

第 341 条

公共財物は、公衆利用または国土の防衛の必要に供されなくなると、国の所有財物(bienes de propiedad)の一部を形成する。

第 342 条

王室財産の財物にはその特別法が適用される。それで規定されていないものは、私的所有権について本法が設定する一般規定による。

第 343 条

県および市町村の財物は、公共用(uso público)財物と財産的(patrimonial)財物に分類される。

第 344 条

県および市町村では、次の物は公共用財物である：県または市町村の費用になる県道と市町村道、広場、街路、公共の泉と公水、通路および一般サービスの公共物。

両者が所有するその他の財物全ては財産的財物で、特別法の規定を除くと、本法の規定が適用される。

第 345 条

国、県および市町村の財産的財物の他に、私人に個別的または集合的に属する物は私有財物である。

第 346 条

法律の規定により、または、個人の意思表示により、cosas o bienes inmuebles（不動

産) もしくは *cosas o bienes muebles* (動産) という表現が使用されるときは、第1節と第2節で列挙されているものは、それぞれ、その表現中に包含されているものとみなす。

単に”*muebles*” (動産) という語が使用されるときは、金銭、債権、手形、証券、宝石、科学的または芸術的収集品、メダル、武器、衣服、乗用の馬・ロバまたは馬車、馬の装具、穀物、酒・酢・油類および商品は(その表現中に) 包含されないものとみなされる。また、主として部屋を造作または飾るためのものではない他の物も包含されない。但し、法律または個々の規定の文意から明白に反対の結果となる場合は除かれる。

第347条

動産または不動産に係わる売却、遺贈、贈与もしくは他の処分において、その占有または所有権がそれに付属するもの全部と移転されるとき、金銭、証券、債権および株式は、その書類が移転物の中にあっても、それらの証券および権利に移転効が及ぶとの意思が明白に証されていないと、移転の中に包含されているとはみなされない。